

社会福祉法人 諏訪ノ森会

居宅介護支援事業所はなまる重要事項説明書

社会福祉法人 諏訪ノ森会

居宅介護支援事業所はなまる重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1 事業の目的

社会福祉法人諏訪ノ森会が設置する居宅介護支援事業所はなまる（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とします。

2 運営の方針

- 1 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。
- 2 事業所は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 3 事業所は、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って、利用者様に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規程する指定特定相談支援事業者、介護保険施設等との連携に務めます。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- 7 前6項のほか、「青森市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年青森市条例第44号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

3 事業所の名称及び所在地

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

事業所名	居宅介護支援事業所はなまる
所在地	青森市蛸沢三丁目12番24号
介護保険事業所番号	0270103591
サービスを提供する地域 ※	青森市および平内町

4 従業者の職種、員数及び職務の内容

1 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行います。
- (2) 介護支援専門員 4名（うち1名管理者兼務、1名は在宅介護支援センター兼務）
要介護者等からの相談に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	主任介護支援専門員	1名		1名
介護支援専門員	介護支援専門員	3名		3名(兼務1名)
計		4名		4名(兼務1名)

5 営業日及び営業時間

1 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営 業 日 年中無休
- (2) 営業時間 8：30～17：00
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか電話などにより24時間連絡可能な体制となっております。

6 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者様からの居宅サービス計画書作成依頼等に対する相談対応は当事業所内相談室において行います。
- (2) 課題分析の実施
 - ①課題分析の実施にあたっては、利用者様の居宅を訪問し、利用者様及びその家族様に面接して行うものとします。
 - ②課題分析の実施にあたっては、利用者様の生活全般についての状態を十分把握し、利用者様が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとします。
 - ③使用する課題分析票の種類はMDS－HC方式とします。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
利用者様及びその家族様の希望並びに利用者様について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者様から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付け

られた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者様の署名（記名押印）を受けるものとします。

(4) サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとします。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者様又はその家族様に対して説明し、文書により利用者様の同意を得るものとします。また、作成した居宅サービス計画は利用者様及び担当者に交付します。

(6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとします。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う事により、居宅サービス計画の実施状況や利用者様についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。また、居宅サービス計画を変更した場合、利用者様が要介護認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催します。

(8) 利用者様の居宅訪問

モニタリングに当たっては、少なくとも一月に一回利用者様の居宅を訪問し、利用者様に面接を行い、その結果を記録します。

(9) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとします。

7 居宅介護支援事業の利用料

1 居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとします。

2 法定代理受領以外の利用料の支払を受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者様に対して交付致します。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は徴収致しません。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者様又はその家族様に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付します。

5 指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者様又はその家族様に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。

8 通常の事業の実施地域

青森市内全域及び平内町全域とします。

9 事故発生時の対応

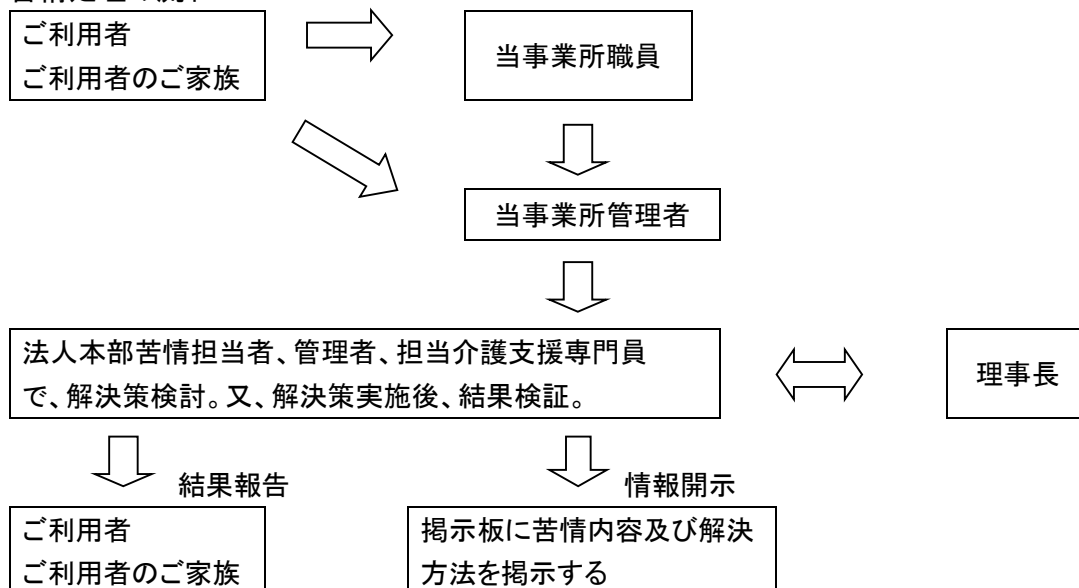
- 1 事業所は、利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとします。
- 3 事業所は、利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

10 苦情処理

- 1 指定居宅会支援の提供に係る利用者様及び家族様からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者様からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

苦情受付担当者	(管理者)工藤 達巳	電 話 017-765-3030
受 付 日	年 中	受付時間 8:30～17:00

苦情処理の流れ



11 個人情報の保護

- 1 事業所は、利用者様又は家族様の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- 2 事業者が得た利用者様又は家族様の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者様又は家族様への同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

12 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待を防止する為の指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族様等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13 衛生管理等

- 1 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っております。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施しています。

14 オンブズマン等について

①社会福祉法人諏訪ノ森会苦情処理委員会(オンブズマン)

当事業所では、苦情処理委員会(オンブズマン)も設置しております。施設内各所にあるご意見投書箱に投函下さい。

②その他当事業所以外に、お住まいの市町村又は青森県運営適正化委員会・青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 青森市福祉部介護保険課 017-734-5257(直通)

イ 平内町保健福祉課 017-755-2114(直通)

ウ 福祉サービス相談センター(青森県運営適正化委員会) 017-731-3039

エ 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1301(直通)

15 その他運営に関する留意事項

- 1 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備します。
- 2 事業所は、従業員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとします。
 - (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回
- 3 従業員及び従業員であった者は、業務上知り得た利用者様又はその家族様の秘密を保持します。
- 4 事業所は、従業員及び従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としております。
- 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- 6 事業所は、利用者様に対する指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存します。また、事業所は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

7 サービス相談窓口 電話 017-765-3030

8 24時間連絡体制について

- ①夜間及び不在時、回線使用時は管理者携帯に転送され対応します。
- ②全職員が携帯電話で対応します。

9 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- | |
|-----------------|
| 1. 申し込み相談 |
| 2. 重要事項説明 |
| 3. 契約 |
| 4. 居宅介護サービス計画作成 |
| 5. 同意 |
| 6. サービス開始 |
| 7. 月一度の家庭訪問 |

10 利用料金について

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、自己負担はありません。

【居宅介護支援費－基本料金】

居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2	1月につき10,860円
	要介護3・4・5	1月につき14,110円

【付加料金】

初回加算	1月につき 3,000円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	1月につき 2,500円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1月につき 2,000円
退院・退所加算(Ⅰ)イ (情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている)	1月につき 4,500円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ (情報提供をカンファレンスにより1回受けている)	1月につき 6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)イ (情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている)	1月につき 6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ (情報提供をカンファレンスにより2回受けている1回以上はカンファレンスによる。)	1月につき 7,500円
退院・退所加算(Ⅲ) (情報提供をカンファレンスにより3回受けている1回以上はカンファレンスによる。)	1月につき 9,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回限度)	1回につき 2,000円
通院時情報連携加算	1月1回限り 500円
特別地域居宅介護支援加算	居宅介護支援費15%
特定事業所加算Ⅲ	1月につき 3,230円

※ 実施状況により、上記の付加料金が加算される場合がございます。

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算いたします。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき上記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。保険料納付の上、このサービス提供証明書を後日自治体の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

指定居宅介護支援事業に要した交通費は、徴収いたしません。

(3) 解約料

ご利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払方法～料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

＜サービスの利用方法について＞

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でご相談ください。担当職員がお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

※公正中立なケアマネジメント確保の観点から

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
(但し、退所後は、利用の継続に応じます)
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援者または非該当(自立)と認定された場合
(但し、この場合、管轄地域の地域包括支援センターへの紹介自立支援の為の相談を継続することができます。)
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

利用者様や家族様などが当法人や当法人の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 青森市蛭沢三丁目12番24号

名 称 居宅介護支援事業所 はなまる

説明者氏名

印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

社会福祉法人 諏訪ノ森会

居宅介護支援事業所はなまる利用契約書

社会福祉法人 諏訪ノ森会 居宅介護支援事業所 はなまる 利用契約書

ご利用契約者(以下、「利用者」といいます)と社会福祉法人諏訪ノ森会(以下、「事業者」といいます)は、居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条 契約の目的

- 第1項 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条 契約期間

- 第1項 この契約の契約期間は、契約日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 第2項 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 介護支援専門員

- 第1項 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交替を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条 居宅サービス計画作成の支援

- 第1項 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。
- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
 - 2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
 - 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
 - 4 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
 - 5 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
 - 6 介護支援専門員の配置については利用者数 35 名に対して 1 名を標準とします。

第5条 経過観察・再評価

- 第1項 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員

に担当させます。

- 1 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条 施設入所への支援

- 第1項 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条 居宅サービス計画の変更

- 第1項 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条 給付管理

- 第1項 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、青森県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条 要介護認定等の申請に係る援助

- 第1項 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 第2項 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条 サービスの提供の記録

- 第1項 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 第2項 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 第3項 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第11条 料金

- 第1項 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は、別紙「重要事項説明書 4. 利用料金（1）利用料」のとおりです。

第12条 契約の終了

- 第1項 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 第2項 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を

利用者に提供します。

第3項 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

第4項 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- 1 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 2 利用者の要介護認定区分が、要支援または非該当(自立)と認定された場合
- 3 利用者が死亡した場合

第13条 秘密保持

第1項 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第2項 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

第14条 賠償責任

第1項 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条 身分証携行義務

第1項 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条 相談・苦情対応

第1項 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条 善管注意義務

第1項 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条 本契約に定めのない事項

第1項 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

第2項 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第19条 裁判管轄

第1項 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名捺印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

＜事業者名＞ 社会福祉法人諏訪ノ森会
居宅介護支援事業所 はなまる（事業所番号0270103591）

＜住所＞ 青森県青森市大字諏訪沢字丸山72

＜代表者名＞ 理事長 齊藤 悦生 印

利用者

<住所>

＜氏名＞ 印

代理人

<住所>

<氏名> 印

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で、使用することに同意します。

記

1 使用目的

- （１）介護サービスの提供を受けるにあたって、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターと介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- （２）上記（１）の外、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- （３）現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- （４）医療系サービスの利用を希望する際に、医師に、意見を求めること及び居宅サービス計画を提出する場合。

2 個人情報を提供する事業所等

- （１）居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- （２）病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービス提供を受けている期間

4 使用する条件

- （１）個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

社会福祉法人 諏訪ノ森会
居宅介護支援事業所 はなまる 殿

利用者 住所

氏名

印

（代理人） 住所

氏名

印

続柄

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	23.7%	地域密着型通所介護	0%
通所介護	42.1%	福祉用具貸与	38.8%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパー コスモス	23.4%	合同会社 響	12.9%	ケアライフ 青森営業所	10.0%
通所介護	デイ和幸	42.1%	デイふれ あい	15.7%	スマイル東 青森	15.7%
地域密着型 通所介護		%		%		%
福祉用具貸与	トータルケ アサービス	38.7%	(株)あうら	23.0%	トヨタカロ ーラ青森	16.9%

③判定期間 （令和5年度） ☐ 前期（3月1日から8月末日）

☒ 後期（9月1日から2月末日）

④ ☒ チェック下さい。(重要事項説明書 6.指定介護支援の提供方法及び内容)

利用者が介護支援専門員に対して

- ☐ 複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること。
☐ ケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること。

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援の提供に際して、上記の内容について説明を受け、同意しました。

【利 用 者】 住所

氏名 印

【署名代行者】 住所

氏名 印

